

中世日本の王権と天下成敗権

(日本史学研究室) 川 岡 勉

はじめに

近年、日本中世史において王権をめぐる議論が盛んである。しかし、その意味や概念が不明確なまま「王権」という言葉が安易に用いられることが多く、議論が混乱する場合が少くないように見受けられる。⁽¹⁾そのため、河内祥輔氏のように、「王権」という言葉を使わない、あるいは王権論の有効性に否定的な立場もある⁽²⁾。

一九八〇年代以降の歴史研究の動向を総括した『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 国家像・社会像の変貌』の中で、近藤成一氏は、中世の王権が常に「天皇」を指しているならば「天皇」と別に「王権」という言葉を用いる必要はなかつたと述べている⁽³⁾。「王権」の語は、天皇と王権が分離し、王権を喪失した天皇が存在したことをきちんと認識する手段として用いられたのであり、王権とは「國家の統治機構を代表し国政を主導する権能ないしその主体」と定義して用いるべきだというのが氏の立場のようである。氏は、一方で「国政を主導しているのが天皇以外の別の主体であることが明らかであるにもかかわらず、あえて国政上の実権を喪失した天皇に王権を見出そうとする立場がある」として、人類学・民俗学・文学からの王権論や網野善彦氏の研究に触れている。しかし、そもそも「国政上の実権」とは何かを突っ込んで考察しなければ、議論は水掛け論に終始することになろう。

同じ書物の中で、福井憲彦氏は「習俗や芸能などにもかかわるひろい文化領域を踏まえつつ、王権論という普遍的な文脈のなかに天皇制を位置づけて捉える、という方向が日本史研究でも明示的になった」と指摘し、天皇制をより普遍的な、あるいは比較史的な視座で把握しようとしたところに王権論の意義があると述べている⁽⁴⁾。そして、王権を官僚機構などの国家統治制度の仕組みや実際の政治運営方式の中で捉えると同時に、社会を秩序立てている権威の体系、人的な関係性の構造、それらを支えている「共同幻想」との関連で捉える、という両面からの分析が要請されていると主張する。このような認識は、王権の本質を「国政を主導する」という点に限定しようとすると近藤氏の見解とかなり異なつており、王権を論じることの難しさをあらためて感じさせられる。

王権を考察対象とする際に、まず押さえておかなければならない点は、それは国家権力とは区別して用いられるべきであり、国家権力の一部を分有するものをすべて王権と称することはできないということである。例えば、中世の寺社は国家権力の一部を構成するが、王権を担つたり掌握したりする存在ではない。王権は、あくまでも国家の頂点に位置する国王の権能に関わって論じられるべきものであろう。この点を曖昧にしてしまうと、議論はとめどなく拡散していくことになる。

さて、近藤氏が天皇と王権の分離を説くのは、具体的には室町期の王権をめ

ぐる議論を踏まえたものであった。研究史上、南北朝期を境に王権は朝廷から幕府に移行したとする見解が有力視されている。特に佐藤進一氏の室町幕府による王朝権力吸収論⁽⁵⁾が提示されて以降、今谷明氏の足利義満による王権篡奪論⁽⁶⁾を経て、「室町の王権」という言葉が広く一般化していった。武家の主導性や自立性を重視する立場からは、これを鎌倉期までさかのぼらせて、「鎌倉の王権」と表現する研究者もいる。しかし、筆者のみるところ、王権とは何かということを突き詰めて考察した上で議論がなされているとは言い難い。

筆者は旧著において、室町期の武家権力が天下成敗権を保持する将軍家と国成敗権を掌握する諸国守護との組み合わせで成り立つていたことを指摘した。⁽⁷⁾永享三年（一四三一）六月、幕府の宿老が「天下無為御政道可為珍重旨」を將軍足利義教に上申し、その三日後に義教の上意として「面々大名知行分国政道事、殊入意可致其沙汰」と諸大名に申し含められているように、⁽⁸⁾将軍の担う「天下の政道」と諸大名の担う「分国の政道」は相互に依存・牽制しあいながら重層的に結合していた。義教は将軍に就任する以前に、天下雑訴に關して御判成敗をはかり、「征夷大將軍以前判断天下事無子細者、誰人モ雖非將軍、就權威可有成敗歟」として反対をうけたことがある。⁽⁹⁾天下を成敗するのは正式に將軍に就任してからにすべきだと言うのである。現実には、前代の足利義持が「天下之政務二十ヶ年」と表現されるように⁽¹⁰⁾、天下成敗権は將軍に在職していなくとも掌握できたのであり、それは足利將軍家の家長である室町殿の権限であつた。ここには、官職を根拠に国政を動かすのではなく、権門勢家であるがゆえに国政を動かしうるという権門体制の原理が示されていよう。

以上のように、中世後期には室町殿が天下の政道を担い、諸国の守護が分国の政道を担う存在と認識されていたのは確実である。筆者は、前者を天下成敗権、後者を国成敗権と名づけて、両者が相互補完的に結びつく武家権力のあり方を室町幕府—守護体制と捉えた。それでは、史料から導き出される室町殿の

保持する権限、すなわち「天下政道」「天下成敗」「天下政務」などと表現されるものを、王権と同義と考えてよいのであろうか。それを「室町の王権」と規定するのは果たして正しいであろうか。本稿では、室町期の天下成敗権を古代以来の「天下」の系譜の中に位置づけながら、天下成敗権と中世王権との関わりを考察し、中世後期の王権と権門体制のあり方について私見を述べてみたい。

一 権門体制論における国家と王権

中世後期の王権を考える上で重要な先行研究として、富田正弘氏の研究⁽¹¹⁾と今谷明氏の研究⁽¹²⁾がある。両氏は、ともに権門体制論を承認するとした上で王権論を展開している点に特徴がある。しかし、両氏の説く王権論は、権門体制論において説かれる王権とはかなり大きな懸隔がある。かつて黒田俊雄氏は、中世を莊園制社会論や権門体制論によって説明できるかどうかは室町期、特に義満段階の分析と評価にかかっていると論じたが、⁽¹³⁾中世後期においても莊園制が存続していたとする見方が有力となってきた現在、権門体制論についても中世後期を説明する議論としての有効性を正面から検討すべき段階にきていくと思われる。中世後期の王権を論じる前に、まず権門体制論について言及し、権門体制論における王権の位置づけを確認した上で、議論を進めていくことにしよう。

黒田氏は、権門勢家による国政の掌握、それに伴う国家権力機構の特殊なあり方を権門体制と規定した。⁽¹⁴⁾黒田氏の議論は中世を武家政権による公家政権の克服とみる見解を批判したもので、公家・武家・寺家の諸権門（権門勢家）が、互いに競合・対立しつつも、ともに封建領主階級として補完的な関係を保つて国家機能を分掌し、国王たる天皇のもとに一つの国家権力機構を形成していたと把握した。注意すべきなのは、氏においては、日本の封建国家の特殊なあり方を説明するために権門体制論が提起されたのであり、中世封建制の特殊なあ

り方を国家論の上で展開したのが権門体制論だつたことである。そこでは、日本の中世国家は、①古代国家とは質的に異なる封建国家であり（諸権門による国家機能の分掌）、②同時に古代以来の集中性を刻印されたことに伴う独自の特殊性を示す（諸権門が相互補完的に結びついて全体として一つの国家を構成）、という二つの側面を合わせもつものとして捉えられていた。すなわち、黒田氏の権門体制論は、まず何よりも日本における中世封建国家論として提示されたもので、莊園制の確立を基礎として国政が諸権門に分掌されていたこと（①の側面）が重視される論理構成をとつてている。

ところが、近年の研究では、黒田学説の意味を正確にふまえることなく権門体制論を批判してみたり、逆に安易にこの概念にもたれかかつたりする傾向が認められる。各論者が権門体制という言葉を思い思いの意味合いで用いることも少なくなく、その結果、この概念が意味する内容もずいぶん拡散してしまっている。例えば五味文彦氏は、平治の乱を経て平氏一門が権門の地位を築いたことに伴い、「黒田俊雄によつて提唱された公家・寺家・武家などの権門が相互補完的に国家の機能を分担する体制としての権門体制はここに生まれたとみるべきであろう」と主張している。¹⁵⁾五味氏は「権門体制」という概念を、後白河院政期から承久の乱後までの限定された時期における朝廷の政治の一端階を表わす言葉として用いており、武家を包含した緩やかな統合の体制と規定している。¹⁶⁾

一方、新田一郎氏は、「権門体制」を公家政権の構造としてではなく、「治天」が武家政権をも含めた諸「権門」の上に立ちそれらを統べるという中世の国家体制を記述するモデルとして考えた場合には、その確立の時期を一三世紀後半の「公武徳政」を契機とした「公—武」政権の密接な連携体制の成立期以降に求めることも或る意味では可能かもしれない」と述べている。¹⁷⁾新田氏の議論は、鎌倉後期に「公方」観念に象徴される一般性をもつた言説構造が形成され、人々

一般に機能する権力が形成したとする見方に立つて、この時期に中世の国制構造に根本的な変化が認められると主張したものであり、「権門体制」という概念が専ら公家と武家が一体化するという意味合いで用いられている。

以上のように、五味氏にしても、新田氏にしても、「権門体制」という言葉を使つてはいるものの、それは公武の一体性を示す概念（②の側面）として用いられており、国家機能が諸権門に分掌されていたこと（①の側面）を重視する黒田氏の議論とは隔たりがある。室町期の研究者の中にも、富田正弘・伊藤喜良・今谷明氏ら権門体制論に肯定的な立場をとる論者は少なくない。しかし、多くの場合、権門体制論は公武の一体性を強調した学説として受け止められがちであり、議論はしばしば公武関係論に終始しているように見受けられる。黒田氏は、公・武を対比的に捉える見方に対し、国家機能が諸権門に分掌されている中世国家のあり方を対置することによって批判を加えたのであり、單に公武の関係を論じたわけではない。権門体制論の内容を公武の一体化と捉えることは、諸権門による国家機能の分掌を説いた権門体制論の提起のもつ意味を矮小化させるものと言わざるをえない。¹⁸⁾黒田氏の提唱した権門体制論のもつ意味をあらためて捉え直していく必要があるようと思われるのである。

もちろん、権門体制という用語が提示されてから既に半世紀近くの歳月が経過しており、それが提唱者である黒田氏の概念規定を離れて一人歩きするには避けられないことであるし、別のニュアンスで用いるのが誤りだと言つてゐるわけではない。肝腎な点は、権門体制という用語を使用することによつて、日本中世の国家や社会のどのような特質を説明することができるか、それがいかなる思想的意味をもつかを常に問い合わせしながら議論を組み立てていくことである。

新田氏は、黒田氏が中世社会における統合的な契機を重視する研究者であると捉えた上で、中世に国家があつたとする常識そのものを疑う必要を説いた石

井進氏をその対極に位置づけている。⁽¹⁹⁾ 石井氏が国家という概念を不用意に持ち込むことの危険性を指摘して黒田氏を批判したのは事実である。しかし、前述したように、黒田氏は国家機能が諸権門により公私混淆的に分掌されることを重視しているのであり、黒田氏と石井氏の見解は新田氏が言うほど対極的とは言えない。

また、新田氏は石井氏の黒田説批判の重要性を認めながらも、黒田氏の基本的立場に一定の共感を示すが、それは日本の国家の存立が間断なき連續性にその都度依存してきたとする新田氏自身の見解に引き付けた上で、共感である。氏は、日本の中世は、古代からの連續、古代の展開型として存立したと主張する。しかし、黒田氏は日本の中世が古代以来の集中性を刻印されたことに伴う独自の特殊性を示すことに注目しているとはい、決して古代から中世への連續性を説いているのではない。「権門体制はけつして古代的支配の存続を意味するものではなかつた」と論じたように⁽²⁰⁾、むしろ諸権門による国家機能の分掌に古代とは異なる封建的な要素を読み取ろうとしているのである。ここでもまた、新田氏による黒田説の総括はその本質を正しく捉えた上でなされたものとは言い難い。

黒田氏の権門体制論においては、天皇は中世国家の国王として位置づけられており、院政期以後、鎌倉・室町期においても国王は天皇で、院政・幕府などは本質的に権門の門閥的支配機関であったとされる。但し、国家機能の多くが諸権門によつて分掌されるため、国王の手元に残された部分は大きくなない。実際、黒田氏は「国王であること自体は支配階級としてそれほど実質的意義をもたない」のが権門体制の現実の状態だと述べ、権門体制は「国王の権力を極小にまで圧縮した」と主張した⁽²¹⁾。そして、それがゆえに国家的統合性—集権的ではないが—が必須だとも指摘し、「王権の弱さが国家的統合性と表裏の関係があつた」とした。このあたりはいささか分かりにくい部分であるが、黒田氏は

天皇の権限の大きさを強調していたわけではないことに注意を払う必要がある。

黒田氏によれば、国政と国家権力機構の中枢は、諸権門の相互の力関係により最有力な一つに掌握されることにより安定するが、それでもその権門の主長は国王になつたわけではない。⁽²²⁾ 一権門の権勢の内容をもつてしては他の権門を圧服できず、それゆえ彼らにとつては王位の篡奪ではなく、恣意により国王を交換させることが最適の国政掌握の形式だと考えられたのである。

黒田氏のこうした議論に対しても、いくつかの角度からの批判がなされている。一つには、権門体制論そのものを否定し、京都の王権に対する鎌倉の王権を対置する見解がある。これは公武権力の対抗として中世を描き出そうとする古くからある立場であり、東国と西国の差異を強調する網野善彦氏の議論や、中世国家の二つの「型」を説く佐藤進一氏の議論など、いくつかのバリエーションを伴いながらも、この立場は根強く存続している。ここからは朝幕関係は基本的に外交関係として捉えるべきだとする意見も出てくるわけであるが、そのような構図を説くことが、日本の国家や王権の歴史を理解していく上でどのような積極的な意味や有効性があるのか、天皇を頂点とする儀礼や社会秩序の存在からみても、大いに疑問だと言わざるをえない。

一方で、権門体制論を承認した上で、京都において院政を主宰する治天が天皇に代わつて王権を掌握したとする見解がある。富田正弘氏は、中世公家政治を律令的な天皇＝太政官制と実質的権力を握る治天の二重構造として把握し、後者が中世的王権（日本国王）を意味すると主張した⁽²³⁾。そして、中世後期になると、公家の国家権能が室町殿に吸収されるのに伴い、王権も治天から室町殿に移行する。その結果、律令的な天皇＝太政官制と、治天に置き換わつた室町殿の政務の重層構造として継続すると捉えるのである。

富田氏は、古代の王権である律令的天皇は院政期には王権としての役割を終

え、中世には改元・諸節会・叙位除目など社会的時間・空間に対する支配権（社会的時空軸の設定の機能）が天皇の手元に残されたにすぎないとして、支配の実権の所在をみるかぎり天皇は王権を放棄したと解釈する。その一方で、治天を天皇の政務を請負う存在と捉え、治天の王権は理念的根拠を天皇からの仮託に求めたと説明し、また治天の権力の理念的源泉は古代以来の律令的天皇制であつたとも表現している。もし、そうであるならば、理念上、王権の中核にはやはり天皇が存在していたということにならざるをえないようにも思われてくる。

筆者は、富田氏の言う「社会的時空軸の設定の機能」は、実は前近代における王権の中核をなすものと考える。この機能を抜きにして支配の実権の所在を追いかける議論では、前近代の王権を説明しえないのでないか。むしろ、この機能を王権の中核に位置づけてこそ、日本の国家・王権の歴史を通時に議論し、天皇の存続の理由を歴史的に考察することが可能になるのではないかだろうか。富田氏のように天皇の役割を律令的・古代的と捉えている限り、中世におけるその役割を正当に評価することはできないように思われるるのである。

これに対して、「社会的時空軸の設定の機能」や天皇の「聖」性などの要素を想定すること自体を、王権論にありがちな観念的議論として退ける立場が存在する。⁽²⁷⁾しかし、そのような議論は、王権を政治的支配の実権という狭い視点で捉える見方に陥り、その時々の実権掌握者の側が天皇や朝廷をどのように利用したかというレベルの議論にとどまり、結局のところ王権論のもつ積極的な意味そのものを否定してしまう恐れが強い。

近代政治思想の出現以降、国家に関する考察は専ら合理的な観点から統治機構や制度に着目する形でなされてきたが、儀礼や象徴の意味は単なる支配操作技術という理解ですまされるほど単純ではなく、それは人々の関係性や社会生活上の意識においても問われなければならない。⁽²⁸⁾王権には、それを中核とする

儀礼や象徴行為を通じて過去の共有感覚を喚起し、それを通じて人々を秩序づける機能がある。王権が体現する神聖で超越的な性格に関しては、欧米の学界でも既に多くの研究蓄積が存在する。前近代においては、儀礼や官位制度・身分制度が国家や社会を秩序づけ正統化する上で決定的な意味を有しているのであり、その中核をなす天皇のもつ「社会的時空軸の設定の機能」は、国家の存立を基礎づけるものとして正面にすえて議論を組み立てなければならないであろう。

この点で、富田氏が公家社会において天皇の機能と治天の機能を区別して議論しようとしたのは正しい。しかし、天皇のもつ「社会的時空軸の設定の機能」を建前的なものとして処理し、実質的な権力を握る治天を王権として把握したために、社会的時空軸の設定という重要な機能を王権の中に位置づけそこなつたようと思われる。筆者は、中世に進行するのは天皇と王権の分離ではなく、天皇（王権）と治天（天下成敗権）の分離と捉え直すべきだと考えている。

二 王権と天下成敗権の分離

もともと「天下」とは、中国皇帝の支配下にある天の下のすべての土地を意味するものである。「天下」は境界をもたず、内部に地理的な区分としての「国」を含んでいる。古代国家の成立期、倭國の王は中国皇帝の天下統治のもとに服属する一方で、自らが「治天下」の主体になろうとした。古代の天皇は、中国皇帝の天下から自立し、自らが天下統治の主体となっていくのである。

古代から中世へ移行する過渡期に、藤原摶閥家は天皇大権を一部代行するようになるが、それでも決して天皇の地位を超えるものではなかつたと考えられている。⁽²⁹⁾院政期になると、天下の統治権は天皇から上皇へと委任され、院が「治天の君」として天下を統治するようになる。「治天」とは「治天下」の略であり、天下を統治することを指す。富田氏は治天の出現をもつて、院||

治天が天皇に代わって王権を掌握したと評価するのであるが、治天は最有力の権門である天皇家の家長として国政を主導したのであり、將軍家が武家の棟梁であるとすれば、治天は公家の棟梁に相当する。治天の出現は、天下成敗権が王権から分離し、天下成敗権が国王以外の存在＝最有力の権門に委任されるに至ったことを意味している。

黒田氏は、国政と国家権力機構の中核は、諸権門の相互の力関係により最も力な一つに掌握されることにより安定するが、それでもその権門の長は国王になつたわけではないとする。⁽³⁰⁾院政期以降、治天が国政を主導したとはいえ、国家権力を代表するのは天皇であり、治天が位階秩序と国政執行の頂点に位置する体制が生まれたのではない。「治天の君」の地位は王権とは異なるものであり、いつ他の権門に奪われるかもしれないものであつた。富田氏は、院政期の天皇は幼児でも勤まる形だけの存在であること多かつたことからも治天を王権とみなす見解は補強されるとするが、これは天下成敗権を治天が掌握していたことの証拠ではあつても王権を掌握していたことの証拠にはならない。天皇を操縦しうる権門がその時々の国王であるかにみえもするが、それは正しくない。

このように天下成敗権が権門に委任されるようになつた結果、国王たる天皇の果たす権能は減少し、僅かな権限が国王の手元に残された。それが位階秩序や国政執行権のうちの「公事」と呼ばれる部分であつた。公事は各種の儀礼や象徴行為を通じて王権の聖性や超越性を支えるものであり、王権の本質と関わる重要な要素であつた。そして、王権の担う公事を直接的に支えたのが公家であつたと捉えることができる。

さて、黒田氏は中世の天皇あるいは天皇制には、王家・国王・帝王という三つの側面があることを指摘した。⁽³¹⁾第一の王家は天皇が属する家・権門としての側面であり、第二の国王は国家権力の制度上の統轄者＝代表者としての側面、第三の帝王は観念的な権威としての側面と説明されている。しかし、中世天皇に三つの側面があるという主張がなされたのは一九七〇年代の研究においてで

が求められていた。ここには、中世の天皇が神々と交感する存在として位置づけられていたことが示されていよう。

鎌倉期になると、天下成敗権をめぐつて治天と武家の確執が生じ、やがて武家による天下成敗権の掌握へと展開していくことになる。従来、公武の間での対立や提携の関係として論じられてきたのは、この次元に関する議論であった。

文治二年（一一八六）四月、源頼朝は「天下之政道」は諸卿の議奏により澄清せらるべきことを奏請し、その後も「天下政、可召諸卿意見事」と意見を述べた。⁽³²⁾建久元年（一一九一）、「當時法皇、執天下政給、仍先奉帰法皇也、天子ハ如春宮也」⁽³³⁾と記されるように、この時期、実際に天下の政務を掌握していたのは治天である後白河法皇であつた。承久の乱が起きた時、「称関東之成敗、乱天下之政務」⁽³⁴⁾し、「奉奪世務、進無品親王入道家高倉院」⁽³⁵⁾と表現されたように、鎌倉幕府は天下成敗権に関与して後高倉院を「治天の君」に指名し、後高倉院政を成立させた。幕府が治天の交替、すなわち後鳥羽から後高倉への政務（天下成敗権）の移動を行なつたのである。

このように天下成敗権が権門に委任されるようになつた結果、国王たる天皇

あり、八〇年代になつて書かれた黒田氏の文章からは、帝王という側面の指摘は影をひそめていくように思われる。「天皇は、王家という権門の長または一員であるとともに、諸権門の頂点に立つ国王としてときには形式上、ときには

実際上の権力者であり、その地位は、顯密仏教の教説や神国思想によつて宗教

的にも権威づけられ、「王法」（世俗権力）と「仏法」（寺社勢力）との相依相

助が強調された」と説かれるように⁽³⁸⁾、天皇は王家の一員であるとともに諸権門の頂点に立つ国王であるとした上で、国王としての地位が宗教的にも権威づけられていたという表現に変化しているのである。この修正は恐らく、觀念的な権威の問題を国王という側面と切り離して捉えるのではなく、国王という地位がそれ自体觀念的・宗教的な要素と密接不可分とみなすべきだとする黒田氏自身の判断に基づくと思われる。国王たる天皇は、神々と交感しうる存在であるという虚構を演じることによつて、富田氏の言う「社会的時空軸の設定の権能」を担い続けていくのである。

但し、天皇のもつ觀念的・宗教的な要素は時代の変化と無関係ではない。古代の天皇は「現神」として即自的に権威づけられていたのに對し、中世の天皇は外在的な神と交感する存在として権威づけられていたと言う。⁽³⁹⁾院政期には、公事書が作成されて朝廷儀式の作法が確立される一方、王権を莊嚴する仏神事の整備が進められた。承久の乱を経ると、天皇に徳を求める徳治主義の考え方が強まつていった。鎌倉後期になると、天皇の政治的地位の形式化・觀念化が進行し、天皇は「神國」の最高司祭者として説かれるに至り、天皇権威は専ら宗教的尊厳性に依拠する傾向が強まる。神国思想の普及が天皇の神秘化を推進し、建武以降の王権への権力集中の傾向に一定の役割を果たしていくのである。⁽⁴⁰⁾

鎌倉後期は、古沢直人氏や新田一郎氏が説くように、「公方」という言葉が広く使われるようになり、「徳政」・「撫民」という理念が公武で共有され、公

武の一体化という現象が進行する時期である。⁽⁴¹⁾権門体制論の立場からすれば、領主層が各権門との紐帶を見限つて王権のもとに結集しはじめる時期であり、やがて封建王政へと傾斜していくことになる。

三 権門体制と室町幕府—守護体制

中世後期の国家と王権についての重要な先行研究として、富田正弘氏の公武統一政権論⁽⁴²⁾と今谷氏の王権篡奪論⁽⁴³⁾がある。両者に共通する問題点は、天皇を事実上國家論から除外し、王権のあり方を専ら治天と將軍の関係から議論していることである。「室町の王権」という言葉は、治天が掌握していた公家の国家的諸権能を吸収した室町將軍の権能を指す表現であり、天皇は室町殿の王権を支える理念的根拠としての役割を担うものとして処理されている。天皇が保持する「社会的時空軸の設定の権能」は王権とは別物と位置づけられているのである。しかし、天皇の権能を抜きに論じられる王権論に、果たしてどれほどの意味があるのでだろうか。むしろ、王権の中核に天皇をきちんと位置づけてこそ、日本の国家・王権の歴史を通時的に議論していくのが可能になるはずであり、それは他の時代の研究者に対する中世史研究者の責任でもあろう。

富田氏は自らが権門体制論の立場にたつと主張しているが、實際には桃崎有一郎氏も言うように富田説は権門体制論に立脚した学説とは言い難く、むしろ佐藤進一説の発展的繼承とみた方がよい。⁽⁴⁴⁾公武統一政権という言葉は中世後期において公武権力が一体化していく現象を表現したものであるが、この議論は対抗しあつてきた公家と世家が義満段階で合体することを両者の接点である伝奏の機能を軸に説明したものであり、中世国家論というよりは公武関係論の次元にとどまっている。公武の一体化という現象を、中世前期から後期へと変容する中世国家（権門体制）の中にどう位置づけるかという課題は、いまだ手つかずのまま残されているのである。

今谷氏の皇位簒奪論については、足利義満が自らを上皇に擬し院政に似た政治を行なつたとはいえ、天皇家乗っ取りや子息義嗣を天皇にする意図につながるところでは言い切れないとして否定的な見方が強い。今谷氏の議論の特徴は、「天皇制度が、すぐれて政治的存在である以上、あくまで政治史の問題として分析する努力を持続することが不可欠であり、いくら民俗学・人類学的方法をもつとしても、そこからは結果論的解釈しか得られないであろう」と述べて、王権を政治史の問題として説明しようとしているところにある。しかし前述したように、国家に関する政治的考察を専ら合理的な観点から政治統治技術を中心に行開するのは近代的な政治思想に由来する偏向であり、前近代にあつては、儀礼や象徴行為、官位制度や身分制度が国家や社会を秩序づけ正統化する上で大きな意味を有しているのであり、その中核をなす天皇のもつ「社会的時空軸の設定の権能」こそを政治史の正面にすることが求められている。政治史の捉え方や、政治史へのアプローチの仕方として、今谷氏の方法は狭隘だと言わざるをえない。

中世後期への政治的ターニングポイントとなつた建武政権の成立は、天皇自らが天下成敗権を掌握する体制の復活であつた。後醍醐は「関東者戎夷也、天下管領不可然」と述べており、⁽⁴⁵⁾王権が天下成敗権を奪い返すことになる。しかし、まもなく王権は南朝と北朝に分裂し、これに伴つて天下成敗権をめぐる抗争が展開する。足利尊氏が光厳上皇の院宣を得て「天下を君と君との御争にして合戦を致さばやと思」⁽⁴⁶⁾と述べたとされるように、足利氏は北朝を操縦することを通じて天下成敗権を確保しようと図つた。

南北朝の内乱は、軍事力にまさる足利方が優位に立ち、これを背景に足利義満の手で南北朝の合一が成し遂げられた。その結果、「新院（後円融院）は御治世なれども、天下の事は大樹（義満）執行はせ給」⁽⁴⁷⁾と書かれたように、天下成敗の実権は治天ではなく義満が掌握することになつた。こうして、将軍家（將

軍家の家長である室町殿）が天下成敗権を掌握する体制が確立した。室町・戰国期には、もはや王権、すなわち天皇の座をめぐって争いが起きることはなく、天下成敗権の主体である将軍の座をめぐって抗争が繰り広げられることになるのである。

義満が公家衆に対する主従制的な支配を強めていくことは、富田氏や近年の水野智之氏の研究によつて具体的に明らかにされている。⁽⁴⁸⁾新田一郎氏のように、義満の権力を武家による公家の吸収とみるのではなく、むしろ義満は公家社会の主宰者であり、義満政権は公家社会の内部から構築されたと見る見解もある。⁽⁴⁹⁾義満は武家権門の首長であると同時に、公家の諸権門の首長という立場に立つようになつた。

義満が公武の諸権門の頂点に立つ存在となり、寺社権門まで配下に編成したことを持って、富田氏はこれを公武統一政権と把握した。義満の権力が治天の権能を引き継ぐものであったことは、富田氏や今谷氏の説く通りであろう。後小松天皇を猶子にして天皇の父という立場に立とうとしたこと、子息義嗣の元服を天皇に準じて行なつたこと、叡山登山を法皇の儀に準じて行なつたことなど、いずれも上皇の地位を襲う動きであり、実際に上皇就位への打診がなされている。しかし、その一方で天皇を頂点とする支配秩序や国家機構が存続したことでも事実である。ゆえに、黒田俊雄氏は、義満の国家機構上の地位を「国王」視することには大きな疑問があると述べている。筆者も、義満が国制上で目指したのは、あくまでも治天となることであつて、国王になることではなかつたと考える。義満がめざしたのは天下成敗権の次元における公武の統合であり、王権を奪取したわけではないとみるべきであろう。したがつて、それを「室町の王権」と表現したり、「公武統一の王権」と捉えたりするのは正しくない。⁽⁵⁰⁾義満が明との貿易を行ない外交権の掌握を図つたことは、確かに王権に関与：肉薄する動きと言うことができよう。とはいゝ、義満の「日本国王」号は結局

のところ、対外的な場面に限定された通交名義にすぎなかつたことが明らかにされており、それを王権そのものと理解すべきではない。⁵¹ 全体としてみれば、やはり天皇が国王であることに変わりはなかつた。

足利義教の段階に至つて、「天下事」「世務」に裁断を加えることの正統性の源泉を将軍宣下に求める言説が登場している。将軍に就任する以前に天下雑訴

に関する御判成敗を図つた義教に対して、三宝院満済や儒学者清原良賢が「征夷大將軍以前判断天下事無子細者、誰人モ雖非將軍、就權威可有成敗歟」と述べて、天下を判断・成敗するのは正式に將軍に就任してからにすべきだと反対したのである。⁵² ここから、新田一郎氏は、武家世務が義教個人の力量によるのでも足利氏の家督（室町殿）の立場に基づくのでもなく、將軍の地位に付随する役割として認識されたとし、そこに公家政務のプレゼンスに対する再認識の可能性を見出している。⁵³ しかし、これは山田康弘氏の言うようにあくまでも建前であり、將軍に在職していなくとも天下成敗権を行使しうるのが当時の現実であった。⁵⁴ 満済らが將軍でなくとも權威（実力）に基づいて天下を判断・成敗する事態を恐れ、天下成敗権を將軍という官職と結び付けようと図つたのは、彼らの原則主義的な立場を示すものよりも、関東公方足利持氏が天下成敗権を行使しかねないという具体的な政治状況に対応したものであつたとみるのが山田氏の見方である。従うべき見解であろう。

將軍空位の事例が鎌倉期から見出されるように、官職を根拠に国政を掌握するのではなく、權門勢家であるがゆえに国政を掌握するところに、權門政治の公私混淆的なあり方が示されている。公権を授けられて初めて権限を行使するのではなく、逆に権勢を振るうことにより公権を確保していくのが中世の特質であったことは、近年の研究により様々な角度から明らかになりつつある。⁵⁵ 筆者が守護権ではなく國成敗権という言葉を使用するのもそのためであり、何か一律の固定した権限を与えられて守護が活動したかのように考えるのは間違い

だと考えている。⁵⁶ 官職と機能や権限とを直結させて理解する佐藤進一氏や今谷明氏のような方法では、中世社会の特質を捕捉できないであろう。

さて、近年の研究では、中世後期においても莊園制が存続していたとする見方が有力になってきた。但し、莊園制のあり方はもちろん中世前期と同じではなく、中世後期の莊園制の特質をどこに見出すべきかをめぐって研究が深められつつある。

莊園制の変容に対応して權門体制のあり方にも変化が生じてくる。その方向性を、黒田説に従いながら、筆者なりに概括的に示してみると、鎌倉後期以降、各地域の諸勢力が自立性を高め、權門の枠を越えて相互に関係を取り結ぶようになる中で、權門間での矛盾の調停だけでは悪党問題や在地紛争などの解決が困難となり、その結果、中世国家が自立的諸集団を直接的に把握しようとする動きが強まつていった。南北朝期の内乱を通じて、幕府以外の諸權門は独自の支配を維持することが困難となり、政治的にも経済的にも幕府に従属する傾向を強めていくのである。とはいえ、公家や寺社の諸權門のもとには幕府が果たせない國家機能がなお存在していたことも事実であり、室町幕府は支配階級を一本に統一することはできなかつた。内乱を克服する中で、諸權門の経済的基盤となる莊園の再編・復興が取り組まれることになる。このようにして、結局のところ、權門体制は解体することなく再生産されたのである。

一方で、黒田氏は、室町幕府について最も重要なのは、その基盤である守護の位置づけであると述べている。⁵⁷ 氏の守護理解には、根底に大名領国制の進展があつたとして守護を幕府と切り離して理解する方向と、守護は幕府を通じて國家権力機構の一端を占めることでしか大名たりえず自力の領国支配は困難であつたという、二つの相反する評価が認められる。筆者は、この点を突き詰めながら、權門体制再建の動きとどう関連づけていくかが、中世後期の権力論を組み立てていく上で重要な課題だと考える。

筆者は旧著において、「室町幕府—守護体制とは、中央権門としての幕府と

地域権力としての守護が相互補完的に結合するところに形成された」と表現した。⁵⁸ 南北朝内乱を通じて守護には大きな権限が付与され、守護は地域の統合主体として大きく成長した。この守護が幕府の権力内部に包摂されたことによつて、中央諸権門が諸国にもつ権益は守護の分国支配に支えられて確保されるようになるのである。

したがつて、室町期の諸権門の支配は幕府—守護体制に依存することによって存続することができた。中世後期の権門体制は、幕府—守護体制に下支えされる構造を取つていたのである。十五世紀前半に幕府は寺社本所領に対する安堵・諸役免除・守護使不入・京済認定などのシステムを整備した。⁵⁹ 武家に求められる天下成敗権の中心的な柱であつたのは、寺社本所領の保証・再興であり、義教は幕命に応じない守護や在地諸勢力を、牽制・抑圧・更迭することで諸権門の要望に応じようと腐心した。当時の史料に年貢未進の事実を義教の耳に入れないよう懇願する言葉が散見されるが、基本的に、義教による「厳密の沙汰」は、莊園制＝権門体制の擁護者である武家権門としての立場に由来するものと思われる。

守護に求められる国成敗権の中心的な柱もまた、寺社本所領の保証・再興であり、軍事力を背景に権門体制＝莊園制を各國ごとに支える役割を期待されたのが守護権力であつた。守護の寺社本所領侵犯を示す数多くの史料の存在は、逆に守護こそが本来的に寺社本所領を保護する存在と期待されていたことの裏返しでもある。守護請なども、守護が莊園の庇護者であつたことを示す。とはいゝ、一方で守護は地域社会の統合主体として、地域の自立性を踏まえ総括する立場にある以上、権門体制や莊園制と衝突する場面が生じるのも事実である。こうして守護権力の抱える内在的な矛盾が拡大する中で、室町幕府—守護体制は変質をみせていくことになる。その画期となるのが、將軍義教が暗殺された

嘉吉の乱であつたと思われる。

以上のように、室町幕府—守護体制は、武家権門の内部編成を意味するものであると同時に、中世後期の各権門が共通の存立基盤とした支配装置でもあつた。したがつて、幕府—守護体制の変質はたちまち各権門の存立を脅かすことにつながる。寺社本所領への対応をめぐり守護が保護から侵略へと傾いていく中で、幕府—守護体制から排除・追放される守護が出現する一方、諸権門は守護をはじめとする地域権力と個別の交渉を通じて年貢確保を図つた。これが功を奏して諸権門が直接現地勢力と結ぶ回路を形成できたところでは、幕府—守護体制の変質にもかかわらず莊園が存続し、所務請負方式などにより年貢を維持・復活させることができた。

嘉吉の乱で將軍義教が暗殺されたことに伴い、幕府が天皇の政治介入を求める動きが認められる。管領細川持之は義教の跡目である義勝が幼少で、管領の下知に人々を従わせるのが心元ないとして赤松討伐の綸旨を奏請した。⁶⁰ 守護に勅定に従わなければ、その人は「天道」に背く者と言うべきだとされている。⁶¹ これは將軍の上意が事実上不在という状況の中で、幕府の抱える困難を天皇を引きずり出すことで克服しようと図つたものであるが、これをもつて天皇権限が拡大されたと解釈するのは適切ではないであろう。むしろ、天下を統治すべき王としての天皇は潜在しており、最有力の権門による天下成敗権が機能不全に陥つた時、天皇による権力行使が要請されたとみるべきである。

義教暗殺の直後、管領持之は後花園天皇に使者を遣わし、言語道断の事件ではあるが「若君御坐之間、天下可安穩候、御心安可被思食候」と奏聞したのに對し、天皇は「若君御坐之間、不相替憑思食者也」と勅答を行なつている。⁶² 幕府に対して引き続きよろしく頼むという姿勢からは、武家権門への天下成敗権委任という天皇の基本的スタンスに変わりはなかつたことがうかがわれる。そ

の上で、「若公御成人之間ハ管領政道可申沙汰」^{〔63〕}、「御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行之」^{〔64〕}とあるように、天下の政道（天下成敗権）を管領が肩代わりする形がとられたのである。

最後に戦国期の状況について触れておくと、明応九年（一五〇〇）に践祚した後柏原天皇の即位礼が永正十八年（一五二一）まで行なわれなかつたことに示される通り、天皇を中心とする国家儀礼は中絶を余儀なくされた。文亀二年（一五〇二）六月、即位礼実施を図る将軍に異議を唱えた細川政元は、「即位大礼御儀無益也、さ様儀雖行之、無正躰者ハ王とも不存事也、此分ニテ雖御座候、愚身ハ国王と存申者也、然者一切大儀共末代不相應事也」と述べ、朝廷儀礼の本質は天皇＝王と認識されることにあるが、自分は天皇を国王と認めるので即位礼は無用だと主張している。^{〔65〕}この事例からみて、戦国期においても日本国の

王権は天皇が掌握し、天下成敗権を武家に委ねるという構図が基本的に続いたものと考えられる。戦国期には、天皇が出す口宣案に将軍が袖判を加えて官途・

受領を出しており、天皇と将軍の一体的な関係が認められる。^{〔66〕}王権の中核に位置していたのは、やはり天皇とみるべきであろう。

おわりに

本稿では、黒田俊雄氏の権門体制論に依拠しながら、中世の王権と天下成敗権の関係について述べてきた。^{〔67〕}院政期に王権と天下成敗権が分離して治天が出現すると、王権のもとには限られた機能しか残されなくなる。しかし、王権は

政治支配の実権の所在よりも、観念的・宗教的なモメンツを重要な構成要素として成り立つ国王の権能のあり方から考察されなければならない。「社会的時空軸の設定の権能」こそが前近代の王権の中核をなし、この権能が天皇のもとに維持されたところに天皇制の存続の理由がある。

したがつて、國家権力を分有した諸権門の間で天下成敗権をめぐる確執が生

じ、中世後期になると治天に代わって将軍家が天下成敗権を掌握することになつても、天皇の王権のもとで諸権門が相互補完的に結びつくという権門体制の構造は維持されていたと考えられる。^{〔68〕}室町幕府—守護体制は、武家権門の内部編成を意味するものであると同時に、中世後期の各権門が共通の存立基盤とした支配装置でもあり、中世後期の権門体制はそれに支えられる形で存続していたのである。嘉吉の乱以後の幕府—守護体制の変質は、各権門の存立を脅かす事態であつたが、一挙に莊園の廃絶や権門の解体に至るということにはならず、諸権門は地域権力との回路を確保するように腐心していった。歴代の室町将軍も、莊園制及び権門体制の擁護者として寺社本所領の保護・回復の命令を出し続けている。戦国期においても、王権は天皇が掌握し、天下成敗権を武家に委ねるという構図が基本的に維持されていたのである。

水林彪氏は、宗教的権威であることが天皇の本質であり長期持続の究極的根拠とする高木昭作氏の議論を批判し、天皇制の本質は俗的な権力秩序を法的に正当化する装置という意味での政治性にあり、宗教的呪術的権威としての天皇はその仮象形態にすぎなかつたとした。^{〔69〕}天皇制は極めて現世的な法秩序形成の次元の問題であり、あたかも宗教問題であるかのように現象してくるが、それは支配従属関係を構築するための素材にすぎないとするものが氏の立場である。しかし、宗教性と政治性を対立させて捉えること自体が問題ではなかろうか。宗教性と政治性は不可分な関係で結びついて、天皇制を支えたとみるべきである。

儀礼や象徴行為、官位制度や身分制度などを通じて国家や社会を秩序づけ正統化するという機能は、単なる宗教的権威として片付けるべきものではなく、それを王権の中核にきちんと位置づけることができるよう、政治史の方法を鍛えていくことが求められていると言えよう。

注

- (1) 「王権」概念の変遷については、水野智之『室町時代公武関係の研究』(吉川弘文館、二〇〇五年)序論第一章を参照。
- (2) 河内祥輔「中世の国家と政治体制」(大津透編『王権を考える』山川出版社、二〇〇六年)。
- (3) 近藤成一「日本中世権力論—王権と宗教権力—」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題II 国家像・社会像の変貌』青木書店、二〇〇三年)。
- (4) 福井憲彦「国家論・権力論の変貌」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題II 国家像・社会像の変貌』青木書店、二〇〇三年)。
- (5) 佐藤進一『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年)。
- (6) 今谷明『室町の王権』(中央公論社、一九九〇年)。
- (7) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇一年)第一部第二章。
- (8) 『満済准后日記』永享三年六月九日条・同年六月十二日条。
- (9) 『建内記』正長元年五月十四日条。
- (10) 『建内記』応永三十五年正月十八日条。
- (11) 富田正弘『室町殿と天皇』(『日本史研究』三二九、一九八九年)。
- (12) 今谷明『室町の王権』(前掲)。
- (13) 黒田俊雄「国家史研究についての反省」(『黒田俊雄著作集』第一巻、法藏館、一九九四年)。
- (14) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『黒田俊雄著作集』第一巻)。
- (15) 五味文彦『院政期の国家』(『新体系日本史1 国家史』山川出版社、二〇〇六年)一四〇~一四一頁。
- (16) 五味文彦『京・鎌倉の王権』(五味文彦編『日本の時代史8 京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (17) 新田一郎『日本中世の社会と法』(東京大学出版会、一九九五年)二二一頁。
- (18) 今谷明『平泉澄と権門体制』(上横手雅敬編『中世の寺社と信仰』吉川弘文館、二〇〇一年)は、黒田氏の権門体制論を公家・武家・寺社の三者鼎立説と捉えた上で、平泉澄の中世社会論との類似を指摘したものであるが、これも権門体制論を公武の一体化と捉える理解と同様に、黒田説の本質からは遠い表面的な理解にとどまっている。
- (19) 新田一郎『中世に国家はあつたか』(山川出版社、二〇〇四年)。なお、保立道久氏は、石井氏の黒田批判は黒田氏の議論の要点をはずしていると説く(保立「黒田学説の位相」『人民の歴史学』一三五、一九九八年)。
- (20) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(前掲)二二二頁。
- (21) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(前掲)三一~三三頁。
- (22) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(前掲)二〇〇頁。
- (23) 綱野善彦『東と西の語る日本の歴史』(そしえて、一九八二年)。
- (24) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)。
- (25) 近藤成一『鎌倉幕府と公家政権』(『新体系日本史1 国家史』山川出版社、二〇〇六年)。
- (26) 富田正弘『室町殿と天皇』(前掲)。
- (27) 松永和浩「南北朝・室町期における公家と武家—権限吸収論の克服—」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)。
- (28) 福井憲彦「国家論・権力論の変貌」(前掲)。
- (29) 古瀬奈津子「摂関政治と王権—平安中期における王権」(大津透編『王権を考える』山川出版社、二〇〇六年)。
- (30) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(前掲)二〇〇頁。
- (31) 片岡耕平「永長の大田楽の動向—日本中世天皇の権威についての一考察」(『ピストリア』二〇六、一〇〇七年)。

- (32) 文治二年四月三十日源頼朝奏上（『鎌倉遺文』九二）。
- (33) 源頼朝奏上案（『鎌倉遺文』補二）。
- (34) 『玉葉』建久元年十一月九日条。
- (35) 承久三年五月十五日官宣旨案（『鎌倉遺文』一七四六）。
- (36) 『武家年代記裏書』承久三年七月九日条。
- (37) 黒田俊雄「中世天皇制の基本的性格」（『黒田俊雄著作集』第一巻）。
- (38) 『国史大辞典』五（吉川弘文館、一九八五年）の「権門体制」の項。
- (39) 高橋美由紀「中世神道の天皇像」（今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇一年）、横井靖仁「中世成立期の神祇と王権」（『日本史研究』四七五、二〇〇一年）。
- (40) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」（前掲）三三・三四頁。
- (41) 古沢直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年）、新田一郎『日本中世の社会と法』（前掲）。
- (42) 富田正弘「室町殿と天皇」（前掲）。
- (43) 今谷明「室町の王権」（前掲）。
- (44) 桃崎有一郎「室町殿の朝廷支配と伝奏論」（中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、一〇〇七年）。
- (45) 『花園天皇日記』元亨四年十一月十四日条。
- (46) 『太平記』卷十五。
- (47) 『椿葉記』。
- (48) 水野智之「室町時代公武関係の研究」（前掲）。
- (49) 新田一郎「建武政権と室町幕府体制」（『新体系日本史1 国家史』山川出版社、二〇〇六年）。
- (50) 伊藤喜良氏は、鎌倉期には天皇・上皇・将軍・執権によつて複合的な形で王権が形成されていと把握し、室町期についても公家と武家による
- 複合的な王権の構造に変化はなく、天皇は王権掌握者の一人であり、複合王権の代表者は天皇であつたと述べている（伊藤『中世国家と東国・奥羽』校倉書房、一九九年、I部第二章）。王権の中核に天皇を位置づけようとする点には賛同できるものの、複合王権という理解は王権をめぐる議論をいたずらに拡散させることになりかねず、問題が多い。慈円が「日本國ノナラヒハ、國王種姓ノ人ナラヌスジヲ國王ニハスマジト、神ノ代ヨリサダメタル國ナリ」「コノ日本國ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツルコトナシ」（『愚管抄』）と述べたように、日本の王権は天皇家以外の血筋に移ることは許されないとする種姓観念に支えられており、王権を掌握する主体は天皇その人に求めるべきであろう。
- (51) 田中健夫「足利将軍と日本国王号」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）、村井章介「易姓革命の思想と天皇制」（永原慶一他編『講座・前近代の天皇5 世界史のなかの天皇』青木書店、一九九五年）、橋本雄「室町幕府外交は王権論といかに関わるのか？」（『人民の歴史学』一四五、二〇〇〇年）。
- (52) 『建内記』正長元年五月十四日条。
- (53) 新田一郎「建武政権と室町幕府体制」（前掲）。
- (54) 山田康弘「足利氏と征夷大将軍・天皇」（二〇〇七年度戦国織豊期研究会報告）。
- (55) ここでは、川合康氏による鎌倉幕府成立史論（川合『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年）や、権限吸収論をもとに組み立てられた室町幕府論を批判する松永和浩氏や山田徹氏の見解（松永「南北朝・室町期における公家と武家—権限吸収論の克服」、山田「南北朝期の守護をめぐつて」中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年）などを念頭に置いている。

(56) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(前掲)。

(57) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(前掲)四二頁。

(58) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(前掲)八頁。

(59) 吉田賢司「室町幕府による都鄙の権力編成」中世後期研究会編『室町・

戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)。

(60) 『建内記』嘉吉元年七月二十六日条。

(61) 『建内記』嘉吉元年九月十七日条。

(62) 『建内記』嘉吉元年六月二十四日条。

(63) 『看聞日記』嘉吉元年六月二十六日条。

(64) 『斎藤基恒日記』嘉吉元年六月二十四日条。

(65) 『大乘院寺社雜事記』文龜二年六月十六日条。水野智之『室町時代公武関

係の研究』(前掲)を参照。

(66) 市村高男「戦国大名研究と列島戦国史」(『武田氏研究』三〇、一〇〇四年)。

(67) 本稿で述べてきたように、権門体制論をめぐる近年の議論は、黒田氏の見解の表層のみを取り出して論じる傾向が強い。保立道久氏は、黒田氏の学説は今でも最大限の真剣な検討に値すると主張し、黒田氏の仕事の意味をはかるための議論は、むしろこれからが正念場であると述べたが(保立「黒田学説の位相」前掲)、筆者も同じ思いを抱いている。

(68) 水野智之氏は、中世の寺社が朝廷や幕府と対等な位置関係にあったわけではなく、また室町期には武家権門が他権門を従属させていくことから、中世後期国家を権門体制論で捉えることに懷疑的である(水野智之「南北朝・室町期の公武関係論と国家像の展望」『歴史評論』七〇〇、一〇〇八年)。しかし、国政を分掌する諸権門の関係が対等な位置にあつたかどうかは、権門体制論の成否を判断する指標にはならない。むしろ、諸権門の関係は対等ではなく、相互の力関係の変化に応じて国

政の運営方式が変動するのが権門体制の特質とみるべきである。

(69) 水林彪『天皇制史論』(岩波書店、一〇〇六年)。